

小山市景観条例施行規則

小山市都市景観条例施行規則（平成5年規則第31号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 行為の制限等（第4条—第7条）

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第8条・第9条）

第4章 景観形成市民団体（第10条—第13条）

第5章 市民景観協定（第14条—第18条）

第6章 小山市景観審議会（第19条—第21条）

第7章 雜則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び小山市景観条例（平成20年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、景観法施行令（平成16年政令第398号）及び条例において使用する用語の意義の例による。

（条例第2条第2号の規則で定める工作物）

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、塀、金網、擁壁その他これらに類するもの（建築物に付属する門及び塀を除く。）
- (2) アーケードその他これに類するもの
- (3) 装飾塔、記念塔、電波塔、広告物その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱（旗お並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）その他これらに類するもの
- (5) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支柱物その他これら

に類するもの

- (6) 高架水槽、冷却塔、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (7) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）
- (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス等を貯蔵する施設その他これらに類するもの（地下に貯蔵するものを除く。）
- (11) 橋りょう、高架道路、高架構造物その他これらに類するもの
- (12) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

第2章 行為の制限等

（届出及び勧告等の適用除外）

第4条 条例第7条第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物（門及び塀を除く。以下次号において同じ。）の新築、増築、改築又は移転で、その行為の対象となる部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2) 建築物の外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、その行為の対象となる建築物の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (3) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更
 - ア 高さが1.2メートル以下又は長さが10メートル以下の塀
 - イ 高さが2メートル以下の門
- (4) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更で、その行為の対象となる工作物の部分が次に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれに定める規模であるもの
 - ア 前条第1号に規定する工作物で高さが1.2メートル以下又は長さが10メートル以下の塀

- イ 前条第2号に規定する工作物で高さが3メートル以下のもの
 - ウ 前条第3号、第4号、第5号、第6号及び第12号に規定する工作物（広告物を除く。）で高さが5メートル以下のもの
 - エ 前条第7号に規定する工作物で収容台数が2台以下のもの
 - オ 前条第8号に規定する工作物で高さが10メートル以下のもの
- (5) 広告物のうち、その地上高が3メートル以下であり、かつ、その一面の表示面積が1平方メートル以下であるもの
- (6) 開発行為で土地の区域面積が1,000平方メートル未満のもの
- (7) 土地の開墾、土砂の採取その他の土地の形質の変更で、その面積が1,000平方メートル未満のもの又は高さが1.0メートルを超える切土若しくは盛土を伴わないもの
- (8) 木竹の伐採で次に掲げるもの
- ア 高さが7メートル以下又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が0.6メートル以下のもの
 - イ 高さが1.2メートル以下又は長さが10メートル以下の生垣をなす一団のもの
 - ウ 枯損した木竹又は危険なもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めるもの

(届出等)

第5条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、当該行為の着手予定日の30日前までに、小山市景観計画区域内行為(変更)届出書により行うものとする。

2 条例第9条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為にあっては、次に掲げるものとする。
- ア 当該敷地内に設備を設ける場合にあっては、当該設備の位置を表示する図面で縮尺が200分の1以上のもの
 - イ 当該敷地内に植栽する場合にあっては、当該植栽の位置及び植栽する樹種を表示する図面で縮尺が200分の1以上のもの
 - ウ 当該敷地内に外構を設ける場合にあっては、当該外構の位置及び意匠形態を

表示する図面で縮尺が200分の1以上のもの

エ 建築物又は工作物の平面図で縮尺が200分の1以上のもの

オ 景観チェックシート

(2) 法第16条第1項第4号に規定する行為にあっては、次に掲げるものとする。

ア 当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺が2500分の1以上のもの

イ 当該行為を行なう土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 計画図又は施工方法を明らかにする図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 第1項の届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第1号から第3号までに規定する図書

(2) 前項に掲げる図書

4 前項の規定に関わらず、市長は前項各号に掲げる図書のうち特に添付の必要がないと認める図書を省略させることができる。

(国の機関等の行為の通知)

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、小山市景観計画区域内行為(変更)通知書に必要な図書を添付して行うものとする。

(勧告、命令等に係る手続き)

第7条 法第16条第3項に規定による勧告は、小山市景観計画区域内における行為の勧告書によるものとする。

2 法第17条第1項又は第5項に規定による命令は、小山市景観計画区域内における行為の変更等命令書によるものとする。

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物を表示する標識)

第8条 法第21条第2項の規定に基づき設置する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物である旨

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(景観重要樹木を表示する標識)

第9条 法第30条第2項の規定に基づき設置する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要樹木である旨

(2) 景観重要樹木の樹種

(3) 指定年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4章 景観形成市民団体

(認定の申請)

第10条 条例第14条第2項の規定による申請は、小山市景観形成市民団体認定申請書によるものとする。

2 前項の認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 規約

(2) 活動地域を示す図面

(3) 代表者及び構成員の住所並びに氏名を記載した図書

(認定の要件)

第11条 条例第14条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が特に認定を必要と認めるときはこの限りでない。

(1) その活動が活動区域の住民の大多数の支持を得ていると認められるもの

(2) その活動が財産権を不当に制限することにならないもの

(3) その市民団体が15人以上で構成されているもの

(4) 次に掲げる事項が記載された規約が定められているもの

ア 名称

イ 目的

ウ 団体の構成員に関する事項

エ 事務所の所在地

オ 活動の内容

カ 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項

キ 会議に関する事項

ク 会計に関する事項

(認定の通知)

第12条 条例第14条第4項の規定による認定の通知は、小山市景観形成市民団体認定通知書によるものとする。

(認定の取消し通知)

第13条 条例第15条第2項の規定による認定の取消しの通知は、小山市景観形成市民団体認定取消通知書によるものとする。

第5章 市民景観協定

(認定の申請)

第14条 条例第17条第2項の規定による認定の申請は、小山市市民景観協定認定申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 市民景観協定書

(2) 協定の対象となる区域を示す図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(認定の要件)

第15条 条例第17条第1項に規定する規則で定める認定の要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が特に認定を必要と認めるときはこの限りでない。

(1) 協定の有効期間が5年以上であること。

(2) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。

(3) 公益上等の支障がないこと。

(認定の通知)

第16条 条例第17条第3項の規定による認定の通知は、小山市市民景観協定認定通知書によるものとする。

(変更の届出)

第17条 条例第18条の規定による協定の変更及び廃止の届出は、小山市市民景観協定変更届出書及び小山市市民景観協定廃止届出書によるものとする。

2 前項の変更届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 変更後の市民景観協定書
- (2) 協定を変更した理由書
- (3) 協定の対象となる区域を示す図面（協定の対象となる区域を変更した場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(認定の取消し通知)

第18条 条例第19条第2項の規定による認定の取消しの通知は、小山市市民景観協定認定取消通知書によるものとする。

第6章 小山市景観審議会

(議事録)

第19条 会長は、次の事項について議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の日時
- (2) 出席した委員及び欠席した委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の氏名
- (4) 会議に付した議題及びその内容
- (5) 議決事項及びその要旨
- (6) その他会長が、特に必要と認める事項

2 議事録には、会長のほか、会長の指名する出席委員2人が署名押印するものとする。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

第7章 雜則

(様式)

第22条 この規則に規定する小山市景観計画区域内行為(変更)届出書等の様式は、別に定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。